

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊前市長 西元 健

市町村名 (市町村コード)	豊前市 (40214)
地域名 (地域内農業集落名)	三毛門地区 (三毛門上東、三毛門中西、三毛門下出屋、沓川東中、沓川上西、恒富、久松、清水町、市丸、森久六郎、三楽)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月 6日 (第 3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区においては、現在の担い手が高齢化してきており、次期を担う担い手の確保が課題となっている。持続的な農用地の利用確保に向けて、農用地の集約化や生産の支障となっているアライグマやカラスへの対策が必要である。

一部地区においてイノシシの被害も出てきており、農地の畔の破壊などの被害が出てきている。

農地の管理において、不十分な管理による農地の放置などが散見される。

「地域のデータ」・農業者数250人(うち60歳以下40人)・団体経営体(法人・集落営農組織等)5経営体
地域の作付け形態 普通作、露地野菜、施設野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

持続的な営農のため、農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化に資する取組を進める。

新規就農者や担い手と地域が一体となって農地利用の持続性の確保を図る取組を進める。

農地・農業施設等の維持・管理には、多面的機能支払交付金事業の活用を図る。

慣行栽培の普通作を中心として、慣行栽培での高収益作物にも取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	105.49 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	105.49 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地を中心に農業上の利用が行われる樹園地等を含む区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・可能な限り農地を農地中間管理機構へ貸付、担い手の経営意向に沿った集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、地域内外から多様な担い手となる経営体を募集し、農地の相談に応じるなど定着に向けての取組を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--